

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和5年度 行田市)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	21	640	37	640	0	0
1	31	アンチモン及びその化合物	2	13	51,000	20	50,000	1,200	0
1	53	エチルベンゼン	9	3	217,100	13	15,100	0	202,000
1	80	キシレン	10	2	920,100	4	16,000	0	904,100
1	87	クロム及び三価クロム化合物	2	13	562,000	9	300,000	262,000	0
1	88	六価クロム化合物	1	21	15,000	24	15,000	0	0
1	132	コバルト及びその化合物	1	21	22,000	23	11,000	11,000	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	21	3,300	34	3,300	0	0
1	232	N,N-ジメチルホルムアミド	2	13	1,136,000	2	1,100,000	0	36,000
1	240	スチレン	1	21	150,000	14	150,000	0	0
1	257	アルカノール(炭素数が10のものに限る。)(別名 デカノール)	1	21	4,100	32	0	0	4,100
1	272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	1	21	980	36	980	0	0
1	298	トリレンジイソシアネート(別名 トリレンジイソシアネート)	1	21	450,000	10	450,000	0	0
1	300	トルエン	12	1	1,884,700	1	34,700	0	1,850,000
1	309	ニッケル化合物	1	21	4,800	31	2,400	2,400	0
1	321	バナジウム化合物	1	21	14,000	25	14,000	0	0
1	355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1	21	930,000	3	930,000	0	0
1	392	ヘキサン	8	5	670,000	8	0	0	670,000
1	400	ベンゼン	7	7	118,700	16	0	0	118,700
1	412	マンガン及びその化合物	3	11	133,500	15	70,500	59,000	0
1	438	メチルナフタレン	4	10	9,300	28	4,800	0	4,500
1	448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	2	13	79,000	17	79,000	0	0
1	453	モリブデン及びその化合物	2	13	32,300	22	29,800	2,500	0
1	594	エチレングリコールモノブチルエーテル(別名 ブチルセロソルブ)	2	13	61,800	19	2,800	0	59,000
1	602	過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩	1	21	5,100	30	0	0	5,100
1	626	ジエタノールアミン	2	13	10,200	27	9,700	0	500
1	627	ジエチレングリコールモノブチルエーテル	1	21	300,000	11	0	0	300,000
1	629	シクロヘキサン	2	13	821,200	7	1,200	0	820,000
1	674	テトラヒドロフラン	1	21	1,100	35	0	0	1,100
1	691	トリメチルベンゼン	9	3	877,000	5	3,000	0	874,000
1	720	2-ターシャリープトキシエタノール	1	21	8,000	29	0	0	8,000
1	731	ヘプタン	8	5	248,570	12	570	0	248,000
1	737	メチルイソブチルケトン	3	11	11,210	26	10,500	0	710
1	746	N-メチル-2-ピロリドン	1	21	75,000	18	0	0	75,000

物質 区分	物質 番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
3	6	ジメチルアミノエタノール	1	21	3,600	33	3,600	0	0
3	11	メタノール	5	9	850,500	6	815,200	0	35,300
3	13	硫酸(三酸化硫黄を含む)	7	7	36,660	21	34,160	0	2,500
		合計	—	—	10,718,460	—	4,157,950	338,100	6,218,610

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量：事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量：事業所において製造した量

取り扱う量：事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。